

萩市特別養護老人ホームかがやき
介護予防短期入所生活介護サービス
重要事項説明書

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 萩市社会福祉事業団 |
| (2) 法人所在地 | 山口県萩市大字椿字門田3460番地の2 |
| (3) 電話番号 | (0838) 24-4111 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 田中 文夫 |
| (5) 設立年月日 | 平成16年2月20日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業の種類等

- | | |
|----------|---------------------------|
| ①事業所の名称 | 萩市特別養護老人ホームかがやき |
| 所在地 | 山口県萩市大字椿字門田3460番地の2 |
| 電話番号 | (0838) 24-4111 |
| ②事業の種類 | 指定介護予防短期入所生活介護 |
| 利用定員 | 20名 |
| 指定年月日 | 平成23年3月1日(事業開始 平成18年4月1日) |
| 介護保険指定番号 | 山口県第3570400386号 |

(2) 事業の目的

指定介護予防短期入所生活介護は、要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、要介護状態にならないように予防することを目的とする。

(3) 事業の運営方針

- ①当事業所は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- ②当事業所は、指定介護予防短期入所生活入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するように努めるものとする。
- ③当事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(4) 通常の事業の実施地域

事業所より半径 15Km 以内の区域

(5) 営業日及び営業時間

年中無休

(6) 協力医療機関

名 称 萩市民病院

所在地 萩市大字椿 3460-3

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	山口県知事の事業所指定		利用定員	
	指定年月日	指定番号		
施設	特別養護老人ホーム	平成17年3月6日	山口県 3570400360 号	130人
居宅	通所介護	平成17年3月6日	山口県 3570400386 号	49人
	短期入所介護	平成23年3月1日	山口県 3570400386 号	20人

4. 施設の概要

特別養護老人ホーム

敷地	内容	
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建て（耐火建築）
	延べ床面積	4,854.41㎡
	利用定員	20名

(1) 居室

居室の種類		室数
1人部屋	ショート	6室
2人部屋	ショート	1室
4人部屋	ショート	3室

(注) 指定基準は、居室1人あたり 10.65㎡

(2) 主な設備

設備の種類	内訳	設備の種類	内訳
食堂・機能訓練室	2 箇所	デイルーム	5 箇所
一般浴室	2 室	喫茶コーナー	2 箇所
特殊浴室	仰臥位浴槽 チェアーインバス	トイレ	4 2 箇所 (うち個室 10 箇所)
面談室	3 室	理美容室	1 箇所 (共有)
医務・看護室	1 室		
静養室	1 室		

(注) 食堂・機能訓練室の1人あたりの面積(指定基準は、1人あたり3㎡)

5. 職員体制

当事業所では、利用者に対して施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。但し、居宅サービスにおける短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業とも兼務するものとする。

■職員体制(主たる職員)

職員の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1人	1人						
副施設長	2人	1人	1人				社会福祉士	
生活相談員	4人	3人	1人			2以上	社会福祉士	
介護職員	68人	57人		11人	62.8人	50以上	介護福祉士 初任者研修 ホームヘルパー2級	
看護職員	10人	10人			10人	4以上	看護師・准看護師	
機能訓練指導員	2人	2人			2人	1以上	理学療法士 看護師	
介護支援専門員	2人	2人			2人	2以上	介護支援専門員	
医師	2人			2人		必要数		
栄養士	2人	2人			2人	1以上	管理栄養士	

(注) 看護職員及び介護職員の総数は、常勤換算で入所者の数に対し3人に1人以上を配置しています。

6. 職員の勤務体制及び職務

職員の職種	勤務体制及び職務	休暇
施設長	<p>正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務します</p> <p>施設運営の管理をします</p>	原則として
副施設長	<p>正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務します</p> <p>施設長の業務を補佐します</p>	4週8休
生活相談員	<p>正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務します</p> <p>利用者の生活相談、面接、身上調査並びに家族や他機関等との調整を行ないます</p>	原則として
介護職員	<p>①早番（7:00～16:00）</p> <p>②日勤（8:30～17:30）</p> <p>③遅出（10:00～19:00）</p> <p>④夜勤（17:00～10:00）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間（8:30～17:00）は、原則として16名以上の職員が勤務します ・夜間（19:00～7:00）は、原則として6名以上の職員が勤務します <p>利用者の入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行ないます</p>	4週8休
看護職員	<p>①早番（7:00～16:00）</p> <p>②日勤（8:30～17:30）</p> <p>③遅出（10:00～19:00）</p> <p>夜間については交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます</p> <p>医師の指示のもと、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理を行ないます</p>	原則として
機能訓練指導員	<p>正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務します</p> <p>日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するため、機能訓練計画原案を作成し、訓練を行います</p>	公休10日／月
介護支援専門員	<p>正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務します</p> <p>利用者の心身の状況や希望及びそのおかれている環境を踏まえて、施設サービス計画の原案を作成します</p>	原則として

医師	週1回2時間勤務します 利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行ないます	公休10日／月
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務します 献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者の栄養に関する計画原案を作成し指導を行ないます	原則として

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

①食事（但し、食費は別途いただきます）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、身体上、精神上において特別な理由があり、居室等にて食事をされたい方は柔軟に対応します。

（食事時間） 朝食： 7：30～
昼食：12：00～
夕食：17：30～

②入浴

- ・入浴は毎日できます。但し、利用者全員の要望も考え、原則として年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。
- ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。

③排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。

⑤離床・着替え・整容等

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
- ・シーツ交換は、原則週1回実施しますが、その他随時対応いたします。

⑥健康管理

- ・利用期間中の健康チェック・服薬があれば服薬等の管理を実施します。
- ・緊急時必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
- ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、原則として家族または身元引受人の付き添いによって受診していただきます。

⑦相談及び援助

- ・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(相談窓口) 2階 松尾考真・河崎和也

3階 安藤靖枝・田村成昭・中村正弥

■利用料金

介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

【従来型個室】

利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援1	要支援2
利用料金	4,510円	5,610円
サービス利用に係る自己負担（1割）	451円	561円
サービス利用に係る自己負担（2割）	902円	1,122円
サービス利用に係る自己負担（3割）	1,353円	1,683円

【多床室】

利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援1	要支援2
利用料金	4,510円	5,610円
サービス利用に係る自己負担（1割）	451円	561円
サービス利用に係る自己負担（2割）	902円	1,122円
サービス利用に係る自己負担（3割）	1,353円	1,683円

▼加算に関する事項

加算項目	加算	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
機能訓練加算	120 円	12 円	24 円	36 円
療養食加算 (1食あたり)	80 円	8 円	16 円	24 円
送迎加算 (片道)	1,840 円	184 円	368 円	552 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180 円	18 円	36 円	54 円
認知症利用者緊急受入 (当日～7日間)	2,000 円	200 円	400 円	600 円
若年性認知症利用者受入加算 (認知症利用者緊急受入とは重複不可)	1,200 円	120 円	240 円	360 円

- ・介護職員等処遇改善加算 (I) : 介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に 14.0% を乗じた単位数

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

① 居住費

居住費は、1日あたり下記表に示す金額とします。

但し、厚生労働大臣が定める低所得者として負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している居住費の負担限度額とします。

居室	1日あたり
従来型個室	1,500 円
多床室	915 円

② 食費

食費は1日あたり1,683円とします。(朝食 420 円 昼食 680 円 夕食 583 円)
但し、食費について、厚生労働大臣が定める低所得者として負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担限度額とします。

通常のお食事以外にも、特別プラスメニューをご用意しております。通常の食事にプラスする形でご提供いたします。メニューと料金は以下の通りです。メニューに記載がないものにつきましても可能な限り対応いたしますのでご相談ください。また、必要に応じて栄養補助食品等の提供も可能です。代金につきましてはご負担いただく場合もあります。

▼特別プラスメニュー

メニュー	単位	本体価格	消費税	合計金額
うなぎの蒲焼	1回	500円	50円	550円
刺身(季節による)	1回	400円	40円	440円
うどん	1回	400円	40円	440円
茶碗蒸し	1回	300円	30円	330円
冷奴	1回	80円	8円	88円
生フルーツ	1回	300円	30円	330円
牛乳	1本	80円	8円	88円
バナナ	1本	80円	8円	88円
卵豆腐	1皿	80円	8円	88円
ヨーグルト	1個	80円	8円	88円
野菜ジュース(100ml)	1本	80円	8円	88円

※社会情勢等により、予告なく料金の変更を行う場合もあります。

※土・日・祝日・年末年始はご提供できません。(毎日提供可能なメニューもあります)

※ご希望は当日朝10時までをお願いいたします。当日10時以降のキャンセルにつきましては料金をいただきます。

※季節等の事情により、選択されたメニューをご提供できないこと、やむを得ずメニューを変更することもございますので、あらかじめご了承ください。

③通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域(事業所より半径15Km以内の地域)から超えるものについては別紙送迎料金表のとおりとします。

④介護保険給付の支給限度を超える指定短期入所生活介護

介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

⑤レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

・利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1通・・・ 220円(消費税 20円)

⑦喫茶コーナーのご利用

喫茶コーナーは、自由にご利用できます。

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにつきましては、かかる費用をご負担いただきます。

▼日常生活上必要となるもの

項目	品目	単位	本体価格	消費税	合計金額
光熱水費	テレビ貸与料	1日	47円	4円	51円
	その他電気製品 (1品につき)	1日	47円	4円	51円
日用品費	歯ブラシ	1本	190円	19円	209円
	舌ブラシ	1本	300円	30円	330円
	歯間ブラシ	1本	300円	30円	330円
	歯磨き粉	1個	190円	19円	209円
	ティッシュペーパー	1個	95円	9円	104円
	ウエットティッシュ	1個	190円	19円	209円
	入れ歯洗浄剤	1個	600円	60円	660円
	T字カミソリ	1本	100円	10円	110円
	入れ歯容器	1個	100円	10円	110円
	プラスチックコップ	1個			実費
	固形石鹸	1個			実費
	楽のみ(ガラス製)	1個			実費
	寝間着	1着			実費
	官製ハガキ	1枚			実費
ケーブル	ケーブル視聴料	1日	33円	3円	36円
オムツ代	介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません				

8. 事故発生時及び緊急時の対応

万一、利用者に事故が発生した場合及び緊急時には、すみやかに家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに協力医療機関、かかりつけ医師等に連絡するなどの必要な措置を講じます。

9. 非常災害対策について

当事業所は、非常災害時に備えて、消防設備など必要な設備を設けるとともに、定期的に避難訓練を行い、非常災害時には当施設の定める消防計画にのっとり対応を行います。

10. 利用料金のお支払方法

毎月20日までに、前月分利用料金について請求いたしますので、25日までに次のいずれかの方法でお支払ください。

また、自動引き落としの手続きをされた場合は、原則、毎月25日にご指定の口座より振替をいたします。

なお、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日となります。

イ. 現金持参又は現金書留等による送金

ロ. 下記、指定口座への振込

山口銀行 萩支店 普通預金 6295773

社会福祉法人 萩市社会福祉事業団

※振込手数料は、お客様負担とさせていただきます

ハ. 下記、指定金融機関からの口座振替（引き落とし）

ご利用できる金融機関：

- ・ 山口銀行
- ・ 山口県農業協同組合
- ・ 山口県漁業協同組合
- ・ 郵便局（ゆうちょ銀行）
- ・ 萩山口信用金庫

11. 利用の中止・変更、追加

利用の予定日の前に、利用者の都合により、居宅サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の申出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申出がなかった場合	当日利用料金の10% (自己負担相当額)

12. 禁止行為について

事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- ①けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- ②政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- ③指定した場所以外で火気を用いること。
- ④事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑤故意又は無断で事業所もしくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

13. 損害賠償について

- ①利用者又はその家族等が故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与えた場合、若しくは、備品の形状を変更なされた場合には、その損害を弁償し、又は現状を回復していただきます。
- ②損害賠償の額は、利用者の事情を考慮して減免する事があります。

14. 利用者負担金の減免について

下記の方法にて、施設サービスに係る利用者負担金の減免（社会福祉法人等による生計困難者に対する利用料負担の減免等について）を受ける事ができますので、対象の方はご相談ください。

なお、減免については市町村より発行された確認証により利用料の減免を行います。

15. 虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために委員会を設置するとともに、施設職員に対する研修の実施や苦情対応処理体制の整備、その他必要な措置を講じるとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報します。

16. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また、事業者として身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- ②非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
- ③一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合

17. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

▼苦情の受付窓口（担当者）

2階： [職名] 副施設長 [氏名] 松尾 考真

3階： [職名] 副施設長 [氏名] 安藤 靖枝

▼受付時間・・・随時

(2) 第三者委員

岡野 雅治

梅尾 一恵

梅木 幹司

(3) 行政機関その他苦情受付機関

萩市地域包括支援センター	所在地	萩市大字江向510番地
	電話番号	(0838) 24-5656
	受付時間	8:30~17:15

萩市福祉部高齢者支援課 介護保険係	所在地 萩市大字江向510番地 電話番号 (0838) 25-3368 受付時間 8:30~17:15
山口県健康福祉部 長寿社会課介護保険班	所在地 山口市滝町1-1 電話番号 (083) 933-2774 受付時間 8:30~17:15
山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 山口市大字朝田字岡の口1980番地の7 電話番号 (083) 995-1010 受付時間 8:30~17:15
山口県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 山口市大手町9-6 電話番号 (083) 924-2837 受付時間 8:30~17:15

19. 第三者評価の実施状況

(1) 実施した直近の年月日

平成17年12月16日

(2) 評価機関の名称

特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク

(3) 評価の結果

当法人ホームページ(<http://hagi-kagayaki.or.jp/>)にてご覧いただけます。